

特別高圧送電線八郷線新設工事及びこれに伴う附帯工事に関する事業認定理由

平成14年6月26日に東京電力株式会社より申請のあった特別高圧送電線八郷線新設工事及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第17号に掲げる「電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物」及び第3条第35号に掲げる「前各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設」に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。また、同号の要件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「収用適格事業であること」という要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である東京電力株式会社は、一般電気事業者であるため本件事業を施行する権能を有する主体であり、また、本件事業に要する資金を自己資金により調達しているため、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、茨城県新治郡八郷町大字柿岡地内に新設する八郷変電所への電源導入線として、既設154kV新治線を一部建て替え、八郷変電所に至る66kV八郷線（巨長7.93km、2回線、鉄塔28基）を新設する事業である。

本件事業の施行により得られる利益については、茨城県中西部の石岡市及び新治郡八郷町を中心とする地域（以下「当該地域」という。）における電力需要の増大に伴う電気工作物の故障、損傷、破壊等による供給支障を未然に防止できること、適正な配電線電圧の確保が図られることから、相当の寄与が見込まれる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象の事業となっていないことなどから、軽微なものであると考えられる。

また、本件事業のルートは、次のイ・ロ・ハの3案のルートが考えられる。

イ 既設154kV新治線鉄塔No.36から分岐し、石岡市大字石岡、新治郡八郷町大字根小屋、同郡同町大字下林及び同郡同町大字上林地内を経て八郷変電所に至るルート

ロ 既設154kV新治線鉄塔No.34からNo.30までを経由してNo.30から分岐し、石岡市大字染谷、新治郡八郷町大字根小屋、同郡同町大字下林及び同郡同町大字上林地内を経て八郷変電所に至るルート

ハ 既設154kV新治線鉄塔No.34からNo.24までを経由してNo.24から分岐し、新治郡千代田町大字上志筑、同郡八郷町大字半田、同郡同町大字川又、同郡同町大字片野、同郡同町大字根小屋、同郡同町大字下林及び同郡同町大字上林地内を経て八郷変電所に至るルート

これらのルートについて、必要面積や支障家屋の多寡、工事施工の難易度等の社会的、

技術的条件に加え、経済性の面から比較を行うと、イについては、支障物件及び上空横架建物等が多く、工事施工対策が必要になるなど地域住民に与える影響が大きい、ハについては、必要面積が最も多く地域住民に与える影響が大きく、さらに事業費が最も高額であるのに対し、ロについては、支障物件がなく工事施工も比較的容易で、最も経済的であることが認められる。

このことから、本件事業のルートは、上記諸事情を総合的に比較検討した上で最も合理的なルートであることが認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）等の規格に基づく必要最小限の範囲であると認められる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益を、 で述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」、「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること」の各要件を充足すると判断される。

さらに、 で述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、手続法審査基準である「収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業については、当該地域における電力需要の予測によれば、その増大に伴う電気工作物の故障、損傷、破壊等による供給支障が平成15年夏季にも生じる可能性がある

るため、本件事業は、良質かつ安定した電力を供給する観点から、緊急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4で述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件及び手続法審査基準の定める各要件を充足するものと判断される。

以上により、東京電力株式会社より申請のあった特別高圧送電線八郷線新設工事及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。